

上尾市と片品村との森林整備の実施に関する協定書

上尾市（以下「甲」という。）と片品村（以下「乙」という。）は、共同で森林整備を実施することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が共同して森林整備を行うことにより、二酸化炭素の吸収量の増加を図り温暖化対策に寄与するとともに、森林を活用した環境学習の機会や甲及び乙相互の交流の促進を図ることを目的とする。

（協定の対象）

第2条 この協定の対象となる区域（以下「あげおの森」という。）は、次の森林とする。

- (1) 所在地 群馬県利根郡片品村大字花咲字武尊山2797-2
- (2) 面積 5.64ヘクタール
- (3) 区域 別紙図面のとおりに

（定義）

第3条 この協定における「森林整備」とは、「あげおの森」において、甲及び乙が共同して実施する植樹、下草刈り、除間伐、萌芽更新などの森林整備活動及びこれらに付随して実施する活動をいう。

（森林整備の実施）

第4条 甲及び乙は、森林整備を実施するにあたっては、毎年度、実施方法及び時期等を定めた計画を協議により策定するものとする。

2 甲及び乙は、この協定の有効期間内において、前項の計画に基づき、予算の範囲内で森林整備を実施する。

3 甲及び乙は、森林を活用した環境学習などを実施するため、甲及び乙が認めた者、団体又は事業者に対し、森林整備に係る活動を行わせることができる。

4 森林整備を行うために要する費用の負担割合は、甲及び乙協議の上、決定するものとする。

（付帯事業の実施）

第5条 甲及び乙は、森林整備の一環として、それぞれの住民が植樹等の体験を通じて環境学習ができるような事業を共同で実施するものとする。

2 前項の事業の実施に係る日程等の詳細な事項は、甲及び乙協議の上、決定するものとする。

（環境交流の場）

第6条 甲及び乙は、「あげおの森」を、甲と乙との間の環境交流（観光交流又は経済交流を併せて行う環境交流を含む。）の場として使用することができる。

（二酸化炭素吸収量）

第7条 甲は、この協定による森林整備活動により得られる二酸化炭素吸収量について、群馬県から森林CO₂吸収量の認証を受け、甲の区域内において発生する二酸化炭素排出量と相殺することができる。

2 前項に係る申請に必要な書類等について、甲から当該必要な書類等を提供等するよう求めがあったときは、これに応じるものとする。

（区域の管理）

第8条 「あげおの森」の管理は、甲及び乙が相互に連携を図りながら、協力して行うものとする。

2 甲及び乙は、「あげおの森」において工作物の設置又は撤去その他の現状の変更をしようとするときには、甲及び乙協議の上、実施するものとする。

（植栽又は育成された立木、伐採した木材の所有権及び取り扱い）

第9条 この協定により植栽又は育成された立木及び伐採した木材の所有権は、乙に帰属する。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結した日から令和9年3月31日までとする。

2 甲及び乙は、前項の有効期間の満了後も引き続きこの協定を継続しようとするときは、当該有効期間の満了前に、甲及び乙協議の上、改めて所要の手続きをとるものとする。

（協定の変更又は廃止）

第11条 この協定は甲及び乙の合意により、前条の有効期間の途中においても変更又は廃止することができる。

（協議）

第12条 この協定に定めない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲及び乙協議の上、定めるものとする。

この協定成立の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年8月25日

甲 埼玉県上尾市
上尾市長

富山稔

乙 群馬県片品村
片品村長

梅澤光洋